

東京外国語大学福利厚生施設に関する 取扱要項

（平成15年3月28日
規則第11号）

改正 平成16年12月28日規則第255号
平成26年 3月11日規則第14号
平成28年 3月25日規則第61号
平成30年 8月28日規則第18号

（設置）

第1条 東京外国語大学に、福利厚生施設として東京外国語大学学生会館（以下「学生会館」という。）を置く。

（目的）

第2条 学生会館は、学生相互の人間関係を緊密にし、かつ、学生及び教職員の福利厚生に寄与することを目的とする。

（管理運営責任者）

第3条 学生会館の管理運営責任者は、学長が指名する副学長とする。

（運営）

第4条 学生会館の管理運営については、学生支援マネジメント・オフィスにおいて処理する。

（庶務）

第5条 学生会館の庶務は、学生課において処理する。

（細則）

第6条 この取扱要項に定めるもののほか、学生会館の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 東京外国語大学学生会館規程（平成12年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成16年12月28日から施行する。

附 則

この取扱要項は、平成26年3月11日から施行し、改正後の東京外国語大学福利厚生施設に関する取扱要項の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成30年8月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 国立大学法人東京外国語大学田沢湖高原研修施設使用細則（昭和46年4月1日制定）は、廃止する。